

福岡県公報

平成三十年九月二十一日
第四千二十八号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
(教育庁総務企画課) …………… 一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正
(市町村支援課) …………… 一

人事委員会

○福岡県人事委員会の情報処理に関する規程の一部を改正する訓令
(人事委員会事務局任用課) …………… 二

○福岡県人事委員会認証局利用規程を廃止する訓令
(人事委員会事務局任用課) …………… 二

教育委員会

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年九月二十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次

のように改正する。

第二十条第二項の表中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

(福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第二条)及び別表第二(第二条)注中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

二 老人ホームの表中

有料老人ホームさわやか野方館	〃 〃 野方四一三四一
社会福祉法人楽天堂特別養護老人ホーム恵風苑	〃 〃 早良区内野七丁目二五番一〇号

を

有料老人ホームさわやか野方館	〃 〃 野方四一三四一
特別養護老人ホームなの国	〃 〃 拾六町団地二一八
特別養護老人ホーム恵風苑	〃 〃 早良区内野七一二五一一〇

に改める。

人事委員会

福岡県人事委員会訓令第五号

事務局

福岡県人事委員会の情報処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会の情報処理に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会の情報処理に関する規程（平成十五年二月福岡県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成十一年八月福岡県訓令第十号」を「平成二十四年二月福岡県訓令第一号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第六号

事務局

福岡県人事委員会認証局利用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会認証局利用規程を廃止する訓令

福岡県人事委員会認証局利用規程（平成十四年十一月福岡県人事委員会訓令第三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。